

鹿児島県青年司法書士会による更生保護施設草牟田寮法律教室及び法律相談事業

鹿児島県青年司法書士会

担当幹事 西 迫 正 裕

鹿児島県青年司法書士会では、年3回、更生保護施設草牟田寮において、法律教室及び法律相談を行っています。

刑務所等の刑事施設や少年院から釈放された方や保護観察中の方の中には、身寄りがおらず頼ることの出来る人がいなかったり、現在住んでいる所では更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な方々がいます。更生保護施設は、こうした方々を一定期間保護して、宿泊場所や食事を提供する民間の施設であり、保護している期間、生活指導や職業補導などを行い、自立を援助することで、その円滑な社会復帰を助け、再犯・再非行を防止するという重要な役割を担っている施設です。

青年司法書士会では、施設の相談員の方から入寮者の金銭管理の問題や生活保護に関する相談を個人的に受けておられた会員がおり、法的なニーズがあると感じたことから、平成22年から青年司法書士会の事業として更生保護施設草牟田寮において法律教室及び法律相談を始めました。

法律教室では、契約関係や賃貸借関係、架空請求についてなどをテーマに1時間程度、講義を行っています。毎回15名程度の寮生が受講されており、皆さん真面目に聞いてくださいます。また、法律教室の後には個別で法律相談を受けています。相談内容としては、本事業を始めた当初から現在まで、借金問題に関する相談が多く、最近では相続に関する相談も増えてきているように感じます。また、携帯電話が日常生活に必須となっていることもあり、携帯電話料金を滞納して解約されたが、再度契約をすることが出来るかというような相談も増えています。

平成22年から始まった本事業も、本年で8年目を迎え開催回数も20回を超えました。また、昨年11月には、草牟田寮からご推薦いただき、更生保護功労者顕彰式典において「九州地方更生保護委員会委員長表彰」をいただきました。これもひとえに本事業を始められた芝田淳会員をはじめとして、これまで担当幹事となられた方々、講師及び相談員として本事業に参加していただいた会員の皆さま方のご尽力の賜物と思えます。この場をお借りして御礼申し上げるとともに、会員の皆様には、引き続き本事業へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

近年、高齢者の再犯が増加しており、犯罪や非行が繰り返される背景のひとつに、自立した生活を維持するための「仕事」と、安心して暮らせる「居場所」がないことが挙げられるそうです。草牟田寮では、臨床心理士を講師に招いて生活技能訓練を実施し、金銭の使い方等の訓練を取り入れるなど自立更生のために自立資金を貯めることを処遇の中心に置いているとお聞きしています。司法書士が「仕事」と「居場所」を提供することは難しいですが、本事業が、借金等の金銭に関する問題を抱えていたり、法的な知識が乏しいこともある入寮者の借金等の様々な問題の解決につながることで、「仕事」と「居場所」を得ることが出来るよう、再犯防止及び自立更生の一助となることを願ってやみません。

【顕彰式典の様子】

この度、草牟田寮での法律教室及び法律相談事業を実施している鹿児島県青年司法書士会が、更生保護事業における民間協力者として、「九州地方更生保護委員会委員長表彰」を受彰しました。

平成29年11月16日に、かごしま県民交流センターにおいて平成29年度鹿児島県更生保護功労者顕彰式典があり、鹿児島県青年司法書士会の岩崎憲司会長が出席して表彰されましたので、その際の様子を紹介させていただきます。

